時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙あり

時事新報

第千八百二十八號　水曜日
明治廿一年二月八日
舊丁亥十二月廿七日（己酉）
日出午前六時三十九分　入午後五時十四分
月出午後三時十九分　入午前一時三十七分
潮汐午前一時十五分　午後一時五十五分
（西暦一千八百八十八年）

時事新報定價
時事新報八一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞減表
一枚三錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
○遠方の分は郵便切手にて前金に代金を送るものは一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク
時事新報廣告料前金

一行廿四字詰	一日限	一行二付二日以上六日迄	一行二付七日以上十五日迄	一行二付十六日以上
一枚半十行	十錢	八錢	七錢	六錢八厘
一枚半十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢八厘

時事新報廣告料の割合ニテ繰越スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報

法律復古の色あり

ドクトル　セメンズ原文　小野友次郎翻譯

今日泰西の諸國に行はるゝ所の法律を見るに文繁くして簡略多しと雖とも社會生出の昔よりして然りしにい非ず初矢は只簡略なる習慣規約のみにして未だ法律と名くべきものゝなかりしが月を累ね年を經るに隨ひ次第に進歩成長して單より複に入り粗より精に移り遂に今日繁文の世に馴致したるなりとあり故に當初人事の紛亂なりし世には判官狀師など申すものさへなきはとの次第にて私權に係る民事の訴も多くは私の計らひにて埒みとなしさる其方法はアービトレーションと稱へ人民の間に爭の起るときは原被雙時に人を撰んで當座の長と仰き、仰がれたる長は雙方の言ふ所を聽いて成敗を定む而して此聽斷の任に當る者の數は一人のみとも限れとも大概は二人若しくは三人にして或は甲と乙とより各々一人を撰出するもあり共撰り合ひこそ一樣ならざれ民事私權の訴訟に公然たる裁判所の助を藉らざるの精神に至ては彼此異同あることなし

爾の如く昔しの制なれば民事の爭ひ一度は必ずアービトレーションの手を經るものなれども現行法律の仕組にては苟も私權に關することあれば直ちに之を表向に出して裁判沙汰となる狀師を雇ひ判官に請ひ裁判の手續へ劇る繁雜して費え多く上煩雜に堪へざるより泰西諸國の人々も遲々に思ひ當り今の法律に由て一切民事の爭ひを定むるは不便なる事なりと唱へ出すに至りたるも亦明れなしと云ふ可らず其法制に依にして條文の繁なるを爲めには裁判に時日を費し些細至極なる事件にても數週間數月間に亘らざれば落着し難く夫れ是れと日月を經る間に嚢て消費する金も代言書面なにとて後所の支拂ひ、掛り國の給與等に至るまで其高決して少なからず殊に聽無きべきは其民事たるや金錢土地或は損害の償を要むるの爭ひなれば多寡の費れ明白なるものに付き起訴の點と云ふ金高よりも裁判に費えたるものゝ方が却て超過して直に損得の相償はざりしことを證明して驚くが如き奇蹟い決して珍しからず又或い裁判に日を移す間に大切なる原被の本人は行方知れず失ひ訴訟に緣なき代言人と代言人との爭論とありたるは酒は忍ぶべしとするも消費しさる金は原被自ら拂ふて其身に厘毛の得なかるしなどの變相も亦多し奇怪まれりと云ふべし去ればにや泰西諸國にては既に此不都合を悟り行々改正を行ふの事實を見るに至れり今ろの一證として近日發兌の米國新聞より抄出すること左の如し

アイオワ州にてい豫ねてより勸解裁判所あるものゝ設立と企て當議の異同を問はず全州一致のうへ賛々次の州會に於て其條例の發布を可決せんものをと昨今專ら計畫の最中なり本と此勸解裁判の法は德國にて實行し年久しく十分に試えたるに其成績頗る著しかりしものにして今之を概配するに一州一州にて各々州限りに設立を定め之を勸解裁判所と稱し通例判官は一人にして陪席二人は定めとす此三人は州内に地位を得て信用淺からず才德勝れて能く公平無私なりと云ふを以て普く人民の推舉する所となるものなれば其地方にて凡ろ民事の訴を起すに足るべき公事に就ては皆此設立に緣なき代言人に出して裁判沙汰となる狀師を雇ひ判官に請ひ裁判の手續へ劇る繁雜して費え多く上煩雜に堪へざるより泰西諸國の人々も遲々に思ひ當り今の法律に由て一切民事の爭ひを定むるは不便なる事なりと唱へ出すに至りたるも亦明れなしと云ふ可らず其法制に依にして條文の繁なるを爲めには裁判に時日を費し些細至極なる事件にても數週間數月間に亘らざれば落着し難く夫れ是れと日月を經る間に嚢て消費する金も代言書面なにとて後所の支拂ひ、掛り國の給與等に至るまで其高決して少なからず殊に聽無きべきは其民事たるや金錢土地或は損害の償を要むるの爭ひなれば多寡の費れ明白なるものに付き起訴の點と云ふ金高よりも裁判に費えたるものゝ方が却て超過して直に損得の相償はざりしことを證明して驚くが如き奇蹟い決して珍しからず又或い裁判に日を移す間に大切なる原被の本人は行方知れず失ひ訴訟に緣なき代言人と代言人との爭論とありたるは酒は忍ぶべしとするも消費しさる金は原被自ら拂ふて其身に厘毛の得なかるしなどの變相

於て人民各自の私權を全ふせしむるには如何の法を設けて如何の處分を施すべきや皆其標準を外に求めて歐米諸國の制に由らんとせるみとならん若し此際よ當り今の法の錯綜煩雜にして彼國にては既に之を持て餘すの色あるを忘却せることもあらんには日本の爲めに誠に惜しむ可きみとなり近く顧みて當幕時代の制度を觀ればアービトレーションと云へる名こそなけれども其精神に違はざる仕組い十分に行はれたるみとにして既に德國に試みて成績の著しく將さに米國れ一方に採用されんとするものと互に相伯仲せるものなれば今日、日本にて民事私權の儀に關し新に制度を立つるに方りては先づ德國に行ふさる制度の跡と繹ねて參考に供せるは國の爲め萬世の法を立る者の注意せべき點なる可し日本人民は開國を距ること未だ遠からず猶は德川の法に馴もて餘韻と脫せざる時なれば此時みを屈竟なれ若しアービトレーションの仕組にして今の錯雜を極めさる組織よりも便利なるを知らば百事泰西の制を模して新法を立つるの折柄その一部分として數日年來馴れさる制度即ちアービトレーションの仕組を保存せるは日本人民に取て殊に易々たる業ならんのみ

世人の知る如く德國は歐洲列國の中にても能く活きて開化の進えたる國の一に非ずや此國已にアービトレーションと行ふて勸解裁判の結果宜しきと告げたり今や又北米合衆國の一部にても輿論に由て勸解裁判の設立を決せんとせり日本にして其美に倣ひ複雜の法を未然に避けて人民の身に覺えなる簡易の制を設くるに於て何ぞ猶豫すべ可や若し否と云ふ者あるも余は其理由を知らざるなり

ドクトル　セメンズと記も可し先生は醫學を外にして博識多聞、常に文明の進歩人事に成敗に注意し日本の在留前後殆んど三十年その間を築としたること偶然の便利あれ廣く日本の上流社會より下は最下最窓の下等人民にも接して日本社會の有樣は其表裏陰陽一として詳にせざるはなく方今我國在留の外國人中離れか能く我國情に通達するやを尋たらばドクトルこそ屈指中れ一名なる可き既に日本れ事情と悉して前年い特に支那印度地方に旅行し多く人に交りて其民情風俗と探り發明えたる所も少なからずして目下その集錄を以て著事と爲し又日本の時事に就て隨時知友と談論を看破するものにして吾々日本國人の爲めよは俗に云ふ慰藉もとくらしの迷霧を拂ひ時とし耳目を新ふするみと多し

ドクトル　セメンズ　原文　Dr. D. B. Simmons.

官報

○内務省令第二號　昨日の本欄に掲載せし内務省令第二號初行「廳府縣　東京府ヲ除ク」の九字い衍なりと昨日の官報に是正したり

○内務省訓令第二號　廳　府　縣　集治監　假留監

明治二十年（五月）勅令第十二號私設鐵道條例第二十一條公務ヲ以テ往復スル警察官吏及第二十二條囚徒護送ノ官吏ニシテ九年（六月）勅令第十二號鐵道條例ノ適用ヲ受ケサルモノニ關スル明治廿一年二月廿一日

○東京の天氣　同東京の天氣や一月十六日調査するに比て僅少の微に至るまで、き之を既往十月の降雨日數と粗々同一なり十一日間を通有の雨少き日を列擧せれば

年次　明治九年　同十年　同十一年　同十二年　同十三年　同十四年　同十五年　同十六年　同十七年　同十八年　同十九年　同二十年　同二十一年

○雨傘問屋の謝絶すと題は創立費金は用に充る内規左る事は一切と知るべし

○小澤中將　督として九州しさるよし

○清國公使の　は昨年十二月碣して國書と月十八日獨逸の不滿につきも奏上したにつき佛語にも謝したる

○獨逸政府　キルヘルム老には身體虛弱が故に除のしべしとの風聞て全く無根ののありるは子と麾するに申込によりての報に見えた

○電信局設置　野町に三等電

○山城火藥庫　の火藥庫にて に付火藥二千 しなるが今度 といへり